

長門市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長門市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、長門市広告掲載要綱（平成20年告示第85号。以下「広告掲載要綱」という。）及び長門市広告掲載の基準に関する要綱（平成20年要綱第23号。以下「広告掲載基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、図書館に設置する雑誌を広告媒体として事業者等に提供し、事業者等の情報発信の場とするとともに、図書館資料購入のための財源を確保し、図書館サービスの向上を図ることを目的とする。

(制度の内容)

第3条 広告掲示を希望する事業者等（以下「雑誌スポンサー」という。）は、広告料として図書館に設置する雑誌の購入費を負担する。

2 図書館は、図書館に設置する雑誌の最新号のカバーに広告を掲示し、雑誌コーナーに配架する。

3 前項の雑誌の配架位置は、長門市立図書館長（以下「館長」という。）が決定する。

(スポンサー対象雑誌)

第4条 広告掲示の対象となる雑誌は、館長が指定する。

2 雑誌スポンサーが館長の指定する雑誌以外を希望する場合は、協議して館長が決定する。

(雑誌スポンサー及び広告の内容)

第5条 雑誌スポンサーについて、広告掲載基準第5条に該当する規制業種又は事業者に係る広告は掲示しない。なお、掲示期間中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

2 広告の内容について、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、広告掲載要綱第3条及び広告掲載基準第6条に該当するものは掲示しない。

(雑誌の提供方法及び費用等)

第6条 雑誌スポンサーは、館長が指定する市内の取扱書店（以下「取扱書店」と

いう。)と契約の上、代金を負担し、取扱書店は雑誌を図書館へ納品することとする。

2 前項の手続き及び広告の作成に係る一切の費用は雑誌スポンサーの負担とする。

3 広告を掲示する雑誌のカバーの費用は、図書館の負担とする。

(雑誌スポンサーの申込方法)

第7条 雑誌スポンサーになろうとする者は、長門市立図書館雑誌スポンサー制度申込書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、館長に申し込むものとする。

(1) 掲示しようとする広告の図案及び原稿

(2) 法人その他は会社概要(業種がわかるもの)等、個人事業主は本人であることを証明する書類

2 その他雑誌スポンサーの募集に関し必要な事項は、館長が別に定める。

(雑誌スポンサーの決定等)

第8条 館長は前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、長門市立図書館雑誌スポンサー決定(却下)通知書(別記様式第2号)により通知する。

2 館長は、前項で決定した雑誌スポンサーと覚書(別記様式第3号)により契約を締結するものとする。

(広告の掲示期間)

第9条 広告の掲示期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

2 年度途中からの掲示期間は、当該年度末までとする。

3 広告の掲示期間満了の日の2月前までに、雑誌スポンサーから広告掲示及び雑誌提供中止届出書・取消通知書(別記様式第4号)(以下「中止届出書・取消通知書」という。)の提出がない場合は、自動的に掲示期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(広告内容の変更)

第10条 雑誌スポンサーは、四半期ごとに広告の内容を変更することができる。

2 雑誌スポンサーが広告内容の変更を希望するときは、変更を希望する日の1月前までに広告図案等を添えて広告内容変更許可申請書(別記様式第5号)を館長に提出し、許可を得るものとする。

(広告掲示及び雑誌提供の中止の届出等)

第11条 雑誌スポンサーは、広告の掲示及び雑誌の提供を中止するときは、中止しようとする日の2月前までに中止届出書・取消通知書により届け出なければならない。

2 館長は、前項により届け出があったときは、速やかに中止届出書・取消通知書により、雑誌スポンサーに通知しなければならない。

3 広告を掲示している雑誌の廃刊による広告の掲示及び雑誌の提供の中止の場合は、第1項及び前項の手続きは省略する。

(雑誌スポンサーの取消)

第12条 館長は、次のいずれかに該当する場合は速やかに雑誌スポンサーを取消し、広告の掲示を中止するとともに、中止届出書・取消通知書により雑誌スポンサー及び取扱書店に通知するものとする。

(1) 雑誌スポンサーが、前条により広告掲示及び雑誌提供の中止を届出た場合。

(2) 広告の掲示期間中に、雑誌スポンサーが広告掲載基準第5条に掲げる規制業種または事業者該当することが判明した場合。

(3) 館長が、雑誌スポンサーとして適切でないと認めた場合。

2 掲示中止となった広告は、雑誌スポンサーに返却又は図書館で処分する。

3 第1項に基づき広告の掲示を取り消したことにより生じた雑誌スポンサーの損害に対しては、補償しない。

(雑誌の所有権)

第13条 本制度により納品された雑誌は、図書館に帰属するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(別記様式第1号) (第7条関係)

長門市立図書館雑誌スポンサー制度申込書

年 月 日

長門市立図書館長 様

(申込者)
所在地 〒
会社名
代表者名
電話番号

㊟

長門市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領に基づき、下記のとおり申し込みます。

なお、申し込みにあたり以下の事項を誓約します。

- ① 長門市立図書館関係法規及び長門市広告掲載要綱、長門市広告掲載の基準に関する要綱を遵守します。
- ② 雑誌スポンサーとして決定を受けた後は、覚書を提出します。

記

1 広告の掲示を希望する雑誌名及び配架図書館

希望順位	希望雑誌名	配架図書館
1		本館・分館
2		本館・分館
3		本館・分館
4		本館・分館
5		本館・分館

※ 希望雑誌は募集要項の雑誌リストから選んで、配架を希望する図書館を○で囲んでください。
リストに希望の雑誌がない場合は、申請書提出前にご相談ください。

2 広告掲示期間 令和 年 月 日から令和 年 3月31日まで

3 担当者連絡先

担当者名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

4 添付書類

- (1) 掲示しようとする広告の図案及び原稿等
- (2) 会社概要等(業種等がわかるもの)、個人事業主は身分証明書等

※ 同一の雑誌に複数の申し込みがあった場合は、先着(受付)順としますのでご了承ください。

(別記様式第2号) (第8条関係)

長門市立図書館雑誌スポンサー決定(却下)通知書

第 号
年 月 日

所在地〒

会社名

代表者名 様

長門市立図書館長

印

長門市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領に基づき、下記のとおり決定(却下)しましたので通知します。

記

1 広告の掲示を認める雑誌名及び配架図書館

番号	雑誌名	配架図書館
1		本館・分館
2		本館・分館
3		本館・分館
4		本館・分館
5		本館・分館

※ 雑誌の配架位置は、長門市立図書館長が決定します。

2 広告の掲示期間 令和 年 月 日から令和 年 3月31日まで

3 雑誌購入を契約していただく取扱書店(市内書店)

番号	1	2	3	4	5
書店名					
住所					
担当者名					
電話番号					

4 却下の理由

5 特記事項

- ① 添付の覚書を 年 月 日までに提出してください。
- ② 長門市立図書館関係法規及び長門市広告掲載要綱、長門市広告掲載の基準に関する要綱を遵守してください。

(別記様式第3号)(第8条関係)

長門市立図書館雑誌スポンサー制度 覚書

長門市立図書館(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、長門市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領に基づく雑誌の提供等に関し、平成 年 月 日付の長門市立図書館雑誌スポンサー決定通知書に基づき、以下のとおり覚書を締結する。

(雑誌)

第1条 乙は、甲に次の雑誌を無償譲渡する。

番号	雑誌名	配架図書館	取扱書店名
1		本館・分館	
2		本館・分館	
3		本館・分館	
4		本館・分館	
5		本館・分館	

(費用)

第2条 乙は、前項の雑誌について決定通知書記載の納品業者と契約の上、代金を支払うものとする。

2 前項の手続き及び広告の作成に係る一切の費用は、乙の負担とする。

3 広告を掲示する雑誌のカバーの費用は、甲の負担とする。

(広告掲示の方法)

第3条 甲は、乙が代金を負担した雑誌の新刊にカバーを掛け、カバー表面(雑誌表面)にはスポンサー名を、カバー裏面(雑誌裏面)には乙の事業に関する広告を掲示する。

2 広告を掲示した雑誌の配架位置は、甲が決定する。

(広告掲示の期間)

第3条 甲が広告を掲示する期間は、決定通知書の期間とする。

2 前項の掲示期間満了の日の2月前までに、乙から広告掲示及び雑誌提供中止届出書・広告掲示及び雑誌提供取消通知書(別記様式第5号)(以下「中止届出書・取消通知書」という。)の提出がない場合は、自動的に掲示期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(広告内容の責務)

第4条 乙は、乙が作成した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保障する。

3 第三者から広告に関連して苦情の申立て、または損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決する。

(広告の内容)

第5条 広告は乙が作成し、乙が事前に内容について甲と協議し、決定又は許可を受ける。

2 乙は四半期毎に広告内容を変更することができる。なお、乙は、変更を希望する日の1月前までに広告図案を添えて広告内容変更許可申請書(別記様式第4号)を甲に提出し、許可を得る。

3 甲は、市の広告掲載基準第5条に該当する規制業種又は事業者に係る広告は掲示しない。なお、掲示期間中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

4 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、甲は、広告掲載

要綱第 3 条及び広告掲載基準第 6 条に該当するものは掲示しない。

(広告掲示及び雑誌提供の中止)

第 6 条 乙は、広告の掲示及び雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の 2 月前までに、中止届出書・取消通知書を甲に提出する。

2 甲は、次のいずれかに該当する場合は速やかに乙の雑誌スポンサーを取消し、広告の掲示を中止するとともに、中止届出書・取消通知書により乙に通知する。

(1) 雑誌スポンサーが、前項により広告掲示及び雑誌提供の中止を届出た場合。

(2) 広告の掲示期間中に、雑誌スポンサーが長門市広告掲載の基準に関する要綱第 5 条に掲げる規制業種または事業者該当することが判明した場合。

(3) 館長が、雑誌スポンサーとして適切でないと認めた場合。

3 掲示中止となった広告は、雑誌スポンサーに返却又は図書館で処分する。

4 甲は、前項に基づき広告の掲示を取り消したことにより生じた乙の損害に対して補償しない。

(定めのない事項に関する疑義)

第 7 条 本覚書及び実施要領に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本覚書は 2 通作成し、甲乙署名捺印の上、各 1 通を保管するものとする。

年 月 日

甲 住所 山口県長門市仙崎 441 番地 1
長門市立図書館長

Ⓜ

乙 所在地
会社名
代表者氏名

Ⓜ

(別記様式第4号)(第9条、11条、12条関係)

広告掲示及び雑誌提供中止届出書

年 月 日

長門市立図書館長 様

所在地 〒

会社名

代表者名

㊟

電話番号

広告の掲示及び雑誌の提供の中止について、長門市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第11条第1項に基づき下記のとおり届け出ます。

番号	雑誌名	配架図書館	中止年月日	中止の理由
1		本館・分館	年 月 日	
2		本館・分館	年 月 日	
3		本館・分館	年 月 日	
4		本館・分館	年 月 日	
5		本館・分館	年 月 日	

*以下は、記入しないでください。

取消通知書

上記のことについて、(届出書のとおり) 掲示及び提供を取り消しますので、通知します。

第 号

年 月 日

長門市立図書館長

(理由)

図書館記入欄

処理状況等を記入	担当者

(別記様式第5号) (第10条関係)

広告内容変更許可申請書

年 月 日

長門市立図書館長 様

所在地 〒

会社名

代表者名

印

電話番号

現在広告掲示している広告内容を変更したいので、長門市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第9条第2項に基づき申請します。

番号	雑誌名	配架図書館	内容変更年月日	主な変更点
1		本館・分館	年 月 日	
2		本館・分館	年 月 日	
3		本館・分館	年 月 日	
4		本館・分館	年 月 日	
5		本館・分館	年 月 日	

(添付) 新たに掲示しようとする広告の図案及び原稿等

*以下は、記入しないでください。

許可書

上記のことについて、申請のとおり許可します。

第 号

年 月 日

長門市立図書館長

図書館記入欄

処理状況等を記入	担当者